

介護保険料の軽減について

すこやか健康課

1 経過等

消費税による公費を投入して低所得者の介護保険料の軽減強化を行う仕組みを設け、平成27年4月から軽減実施を行っています。

令和2年度は軽減の完全実施後の保険料額に条例改正します。

2 概要

(1) 軽減後の賦課割合と年間保険料額 (保険料基準額 72,000円/年)

年 度	第1段階		第2段階		第3段階	
平成30年度	0.45	32,400円	軽減なし		軽減なし	
令和元年度	0.375	27,000円	0.625	45,000円	0.725	52,200円
令和2年度	0.3	21,600円	0.5	36,000円	0.7	50,400円

(2) 改正後の追加軽減負担額等

ア 追加軽減負担

第1段階 5,400円×733人=3,958,200円

第2段階 9,000円×673人=6,057,000円

第3段階 1,800円×562人=1,011,600円

合 計 1,968人 11,026,800円

イ 財源

国 50% 5,513,400円

県 25% 2,756,700円

町 25% 2,756,700円

3 今後の予定

3月議会会期中に国政令公布となれば、最終日に条例改正を追加提案します。間に合わない場合は、長の専決処分で4月1日施行とします。補正予算については賦課決定後予算措置します。